

香川県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月29日

香川県病院事業管理者 榎 野 博 史

香川県病院局管理規程第2号

香川県病院局財務規程の一部を改正する規程

香川県病院局財務規程（平成19年香川県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(帳簿の種類及び保管等)</p> <p>第13条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県立病院課の企業出納員 ア～カ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 各県立病院の企業出納員 ア～キ 略</p> <p>2 略</p> <p><u>第22条 削除</u></p> <p>(領収書の交付)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する</u></p>	<p>(帳簿の種類及び保管等)</p> <p>第13条 次の各号に掲げる者は、病院事業に関する取引を記録し、計算し、及び整理するため、それぞれ当該各号に定める帳簿（財務会計システムにより作成する帳簿については、電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）を含む。以下同じ。）を備えなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県立病院課の企業出納員 ア～カ 略 <u>キ 隔地払整理簿（第20号様式）</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 各県立病院の企業出納員 ア～キ 略 <u>ク 隔地払整理簿</u></p> <p>2 略</p> <p><u>(収納事務受託者への証書の交付)</u></p> <p><u>第22条 管理者又は病院の長は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により病院事業の業務に係る公金の収納の事務を私人に委託したときは、当該事務を受託した者（以下「収納事務受託者」という。）に対して、収納事務受託者である旨を証する書類を交付するものとする。</u></p> <p>(領収書の交付)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>収納事務受託者は、現金による収入を収納した場合は、納入者に対して</u></p>

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により病院事業の業務に係る公金の収納の事務を受託した者（以下「指定公金事務取扱者」という。）は、現金による収入を収納した場合は、納入者に対して領収書を交付しなければならない。

4 略

（収納金の取扱い）

第24条 略

2・3 略

4 指定公金事務取扱者は、遅滞なく、収納した現金を納付書により出納取扱金融機関に払い込むとともに、払込金額及び収入の内容その他の必要な事項を記載した書類を作成し、管理者又は病院の長に提出しなければならない。

5 略

第37条 削除

第2号様式（その1）（第11条、第28条、第30条、第43条関係）

略

領収書を交付しなければならない。

4 略

（収納金の取扱い）

第24条 略

2・3 略

4 収納事務受託者は、遅滞なく、収納した現金を納付書により出納取扱金融機関に払い込むとともに、払込金額及び収入の内容その他の必要な事項を記載した書類を作成し、管理者又は病院の長に提出しなければならない。

5 略

（隔地払）

第37条 企業出納員は、隔地にいる債権者に支払をしようとする場合は、出納取扱金融機関に出納取扱金融機関を受取人とする小切手を添えて隔地払依頼書（第36号様式）を交付し、送金の手続をさせることができる。

2 企業出納員は、前項の規定によって出納取扱金融機関に資金を交付したときは、隔地払受託書（第37号様式）を受け取らなければならない。この場合において、企業出納員は、隔地払整理簿に所定の事項を記帳しなければならない。

第2号様式（第11条、第28条、第30条、第43条関係）

略

第2号様式（その2）（第11条、第28条、第30条、第43条関係）

支払伝票

所 属				発行年月日			
				支払年月日			
決 裁							
次のとおり支出してよろしいか。						金 額	
借 方 科 目				貸 方 科 目			
款 項 目 節 細 節 明 細				款 項 目 節 細 節 明 細			
節		細 節		金 額		消費税額等	
摘 要							
請求書番号							
						支 払 済 印	
債権者		支 払 方 法					
住所		金 融 機 関 名					
氏名		支 店 名					
		種 別		口 座 番 号			
		口 座 名 義 名					

備考 本様式は、資金前渡による支払の場合に使用すること。

第22号様式（その1）（第19条、第20条、第23条関係）

（その1）

納 入 通 知 書

納入通知書兼領収書		収 納 済 通 知 書		収 入 伝 票	
年度	香川県立病院事業会計No.	年度	香川県立病院事業会計No.	年度	香川県立病院事業会計No.
市 町 郡 様		市 町 郡 様		市 町 郡 様	
金 額	円	金 額	円	金 額	円
納期限	年 月 日	を上記のとおり収納した			
納付場所	香川県立病院出納取扱金融機関 銀行 店	から通知します。			
を上記のとおり納付してください。		年 月 日			
年 月 日	領収日付印	香川県病院事業管理者 香川県立 病院長殿 企業出納員 殿			
香川県病院事業管理者 香川県立 病院長 印		香川県立病院出納取扱金融機関 銀行 店		領収日付印	

備考 本様式は、複写によることができる。

（その2）

納入通知書兼領収書

収納済通知書

収入伝票

納入者 住所 氏名	住所 氏名	住所 氏名
年度 測定番号	年度 測定番号	年度 測定番号
発行課	発行課	発行課
金 額 円	金 額 円	金 額 円
内消費税相当額 円	内消費税相当額 円	内消費税相当額 円
納入内容	納入内容	納入内容
款 項 目 節 細節 明細	款 項 目 節 細節 明細	款 項 目 節 細節 明細
測定日	測定日	測定日
納期限	納期限	納期限
上記の金額を納期限までに納入してください。		
上記のとおり領収しました。	領収日付印	上記の金額を収納してください。
香川県立病院出納取扱金融機関		香川県立病院出納取扱金融機関
		上記のとおり領収しましたので通知します。
		領収日付印
		香川県立病院出納取扱金融機関

備考 本様式は、財務会計システムにより発行する場合に使用すること。

第22号様式（その1）（第19条、第20条、第23条関係）

納 入 通 知 書

納入通知書兼領収書		収 納 済 通 知 書		収 入 伝 票	
年度	香川県立病院事業会計No.	年度	香川県立病院事業会計No.	年度	香川県立病院事業会計No.
市 町 郡 様		市 町 郡 様		市 町 郡 様	
金 額	円	金 額	円	金 額	円
納期限	年 月 日	を上記のとおり収納した			
納付場所	香川県立病院出納取扱金融機関 銀行 店	から通知します。			
を上記のとおり納付してください。		年 月 日			
年 月 日	領収日付印	香川県病院事業管理者 香川県立 病院長殿 企業出納員 殿			
香川県病院事業管理者 香川県立 病院長 印		香川県立病院出納取扱金融機関 銀行 店		領収日付印	

備考 本様式は、複写によることができる。

第30号様式（その2）（第29条、第35条関係）
略

第31号様式（第31条関係）
略

第30号様式（その2）（第29条、第35条関係）
略

第30号様式（その3）（第29条関係）

（ 隔 地 払 用 ）

支 払 案 内 書			
年度	香川県立病院事業会計	番号	
債 権 者	県 市（郡） 町		
支 払 金 額	円		
支 払 年 月 日	年 月 日	支払場所	銀行 店
摘 要			
<p>上記のとおり支払いますので、この案内書と印鑑（請求印と同じもの）を御持参の上、支払場所までお越しく下さい。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">香川県病院局県立病院課 香川県立 病院 企業出納員</p>			
収入印紙 貼付箇所	領 収 書 上記の金額を領収しました。		
	年 月 日		
	受取人 住 所 氏 名 ㊞		

第31号様式（第31条関係）
略

隔 地 払 依 頼 書

年度	香川県立病院事業会計	番号	
債権者	県 市(郡) 町		
支払金額	円		
支払年月日	年 月 日	支払場所	銀行 店
添付 小切手	小番 切手号	振 出 日	年 月 日 金 額 円

この依頼書に添付した小切手による資金をもって、上記のとおり送金してください。

年 月 日

香川県立病院出納取扱金融機関

銀行 店 殿

香川県病院局県立病院課

香川県立 病院

企業出納員

第37号様式 削除

第37号様式 (第37条関係)

隔 地 払 受 託 書

年度	香川県立病院事業会計		番号			
債権者	県		市(郡)		町	
支払金額						円
支払年月日				支払場所	銀行 店	
添付 小切手	小番 切手号		振 出 日	年 月 日	金 額	円

隔地払依頼書に添付の小切手は領収しました。

上記の金額の送金についてはお請けします。

年 月 日

香川県病院局県立病院課

香川県立 病院

企業出納員 殿

香川県立病院出納取扱金融機関

銀行 店 ㊤

附 則

- この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- この規程の施行の日の前日において地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により現に病院事業の業務に係る公金の収納の事務を受託している者に地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第4項において準用する同条第3項の規定によりなお従前の例により当該事務を行わせる場合における改正前の第22条、第23条第3項及び第24条第4項の規定の適用については、なお従前の例による。